

議案第17号

鯖江市部設置条例の一部改正について

鯖江市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

鯖江市長 佐々木 勝久

提案理由

社会情勢の変化に対応し、より効率的な組織とするための機構改革に伴い、分掌事務を改めたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市部設置条例の一部を改正する条例

鯖江市部設置条例（平成16年鯖江市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中アを削り、イをアとし、ウからクまでをイからキまでとし、同条第2号中オをキとし、キの前に次のように加える。

カ 建築および営繕に関すること。

第2条第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 総合交通に関すること。

第2条第5号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 市営住宅に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（鯖江市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

2 鯖江市特別職報酬等審議会条例（昭和39年鯖江市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。